

第7回府中市障害福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成18年11月29日（水） 午後4時00分～6時00分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第4会議室

■ 出席者：（敬称略）

＜委員＞

丸山一郎、於保真理、正田達夫、松村英幸、雛倉佳代子、山内一也、井上博正、望月友子、西城智、西海洋一、津山信夫、千葉俊之

＜事務局＞

福祉保健部長・福祉保健部次長・障害者福祉課長

障害者福祉課長補佐・志摩主事・大木主事

株式会社生活構造研究所・柏木

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録について

（2）府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）について

（3）次回日程について

■ 資 料 資料1 第6回府中市障害者福祉計画検討協議会会議録（案）

資料2 府中市障害福祉計画検討協議会報告書（案）

追加資料1 府中市障害福祉計画検討協議会報告書の「はじめに」代替案（会長提供）

追加資料2 精神障害者が地域生活を送るために必要な具体的支援（委員提供）

追加資料3 府中市障害福祉計画報告書案に対する質問及び要望等について（委員提供）

追加資料4 八王子市障害者計画素案策定今後の進め方（案）（委員提供）

1 開会

事務局：佐藤委員、原田委員から欠席のご連絡をいただいています。

会長：傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。よろしいですか。

(委員了承、傍聴者の入場)

2 議題

(1) 会議録について

会長：会議録の確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局：よろしければ資料1「第6回府中市障害者福祉計画検討協議会会議録(案)」を公表したいと思いますが、いかがですか。

会長：お気づきの点があれば、途中でもご意見をいただきたいと思います。

(委員了承)

(2) 府中市障害福祉計画検討協議会報告書(案)について

会長：この報告書は12月15日に市長に提出することになっています。資料2について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2は、委員の皆様にも事前にお送りしましたが、本日まで追加した箇所がありますので、その箇所を中心にご説明します。

(事務局から、資料2について説明)

会長：資料2の「はじめに」の部分は、仮のものであり、市民に分かりやすいように書き直しています。追加資料1について、副会長から説明をお願いします。

(副会長から、追加資料1について説明)

会長：この計画の3つのポイントを確認していただきたいと思います。ひとつは、「すべての障害のある市民」を対象にしているということであり、この「すべて」には三障害、福祉法などで認定されていない難病や発達障害などがある市民も含まれます。2つ目は、府中市のサービス水準を堅持することです。これは財源の問題も考慮します。3つ目は、障害のある人々が福祉分野での別の扱いを受けるのではなく、府中市のすべての部門の施策において、通常のサービスの中に統合される必要があるということです。

副会長：アンケート調査、障害者福祉団体調査、障害者福祉施設調査など、実証的な調査を実施し、協議会で検討した上で、計画を策定するというのは評価すべきことです。

会長：障害のある人のためだけの計画ではないということも協調しています。「はじめに」は追加資料1の案で了承していただけますか。

(委員了承)

会長：少し修正しますが、「はじめに」の方向性は追加資料1で進めさせていただきます。

お気づきの点があれば、途中でもご意見をいただきたいと思います。それでは、計画の中身の検討に入ります。第1部「計画の枠組み」は、計画の目的、位置づけ、期間などになります。第2部は「府中市の現状と課題」であり、33ページに「6 障害福祉サービスを展開するにあたっての課題」が項目だけ書かれています。第1部、第2部で何かご意見はありますか。

委員：第2部の20ページには施設系サービスとして、入所サービスしか記載されていませんが、通所サービスは記載しないのですか。

事務局：サービス見込量を推計するためだけに、現状の数値を記載しています。

会長：通所サービスについては、報告書のどこかに記載するのですか。

事務局：記載する箇所を検討します。

会長：第3部は「計画の理念と考え方」になります。第3部の37ページでは、サブタイトルとして、「障害のある人もない人も、共に安心して自立した暮らしができる地域社会の実現」と書かれています。しかし、追加資料1では、「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができる地域・府中の実現」と書かれています。何かご意見はありますか。

事務局：第3部のサブタイトルは案として出しているだけなので、皆様で決めていただきたいと思います。

会長：第3部のサブタイトルは障害者自立支援法の中に出てくる言葉です。

委員：「共に」より「市民すべてが」のほうが印象は良いです。「共に」というのは伝わりづらと思います。

委員：「府中」という文言を入れることに賛成です。

会長：それでは、追加資料1のサブタイトルを採用します。また、第3部の38ページの「府中市障害福祉計画の基本視点」について、何かご意見はありますか。基本視点の「すべての障害のある人」には、三障害はもちろん、福祉法では認定されていない手帳を持っていない方も含みます。

会長：何かあれば途中でもご意見をいただきたいと思います。第3部の39ページの「2 府中市が掲げる目標」は厚生労働省から要請があったものだけですが、府中市独自の目標も必要かもしれません。第4部「障害福祉計画の内容」では、45ページからの「第2章 各年度における指定サービス及び相談支援の種類ごとの量の見込み」では、障害福祉サービスの見込量が書かれています。55ページからの地域支援事業については、これまでの協議会での多くの意見を反映して、具体的な数値を示します。58ページからの「第3章 サービスの見込量確保のための方策」は、前回から追加された部分になりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料1、第4部「第3章 サービスの見込量確保のための方策」について説明)

会長：「第3章 見込量確保のための方策」は、方向性であり、具体的な事業は提案していません。「2 現状のサービス見直し」は、今までの協議会でも議論してきましたが、もう少し具体的に書けないのですか。

事務局：細かい事業の見直しについては、皆様のご意見をもとに財源なども考慮し、今後、検討します。

会長：本日は、委員から追加資料3、4が提供されています。追加資料3には、地域支援事業についての意見もあるので、説明をお願いします。

委員：私は毎回、検討協議会が終わった後に、障害者関係団体とのミーティングを行っています。その中で出てきた意見が追加資料3になります。

(委員から、追加資料3について説明)

会長：「2 現状のサービス見直し」の書き方については、追加資料3の意見に配慮します。60ページからの「第4章 サービスの質の向上に向けた方策」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料1、第4部「第4章 サービスの質の向上に向けた方策」について説明)

会長：「3 権利擁護の充実」は、これまでの実施したことを充実するということですが、もう少し具体的に書いてください。

事務局：「3 権利擁護の充実」の内容は、府中市の現状と異なります。府中市においては、今年の10月1日に「権利擁護センターふちゅう」を設置しています。その中で、法定後見、任意後見を行い、最終的には法人後見まで目指しています。「3 権利擁護の充実」については、現状に合わせて、修正します。

会長：修正してください。

委員：「1 サービス提供にかかわる人材研修」についてですが、高次脳機能障害への取組は、東京都内では府中市より調布市のほうが先駆的に進めています。広域的な連携という面からみれば、調布市に対応機関があれば良いのかもしれませんが、府中市にも高次脳機能障害の方は多くいます。現状では、作業所、心障センターなどは苦勞しており、東京都に相談などをしながら対応しています。しかし、東京都は市区町村での対応を考えているようです。府中市には、対応できる力があると思います。

会長：高次脳機能障害の方への対応について目標を決められれば良いのですが、どのように充実できるか事務局で検討してください。

副会長：サービスの質の向上には、苦情解決の窓口が必要だと思います。既にそのような仕組みがあるのであれば、書いてください。

委員：サービスの見込量確保、質の向上に向けての取組には、当事者の方が主体的に参加できれば良いと思います。すべての方が参加するまちづくりを目指すのであれば、当事者が主体的に考えることが重要です。第5部「推進体制」の63ページには、「(1) 障害者の参画支援」と書かれていますが、上から枠組みを押しつけるのではなく、当事者が力をつけて、主体的に取り組む必要があります。

会長：当事者が主体的に参画すべき、府中市が現在行っている具体的な政策、サービスはありますか。

委員：個別にあるものをまとめて、サービスを効率よく提供すべきです。例えば、パソコンの購入費助成と講習会などをまとめて、当事者に力がつきやすいようにしてほし

いと思います。

会 長：当事者が参画し、リーダーシップをとることは大変重要です。

委 員：追加資料3には、障害者関係団体から様々な意見がありましたが、経済的に自立ができた場合は、支援を受けないという考え方がないと、市民の理解が得られないと思います。

会 長：今までは、当事者の方ではなく、周りの方が支援を受けるべきだと言っていたように思います。当事者の方が参画し、リーダーシップをとれるような施策を考えるべきです。次は第5部「推進体制」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局から第5部「推進体制」について説明)

会 長：何かご意見はありますか。

委 員：サービスの向上に向けて、サービス提供事業者が第三者評価を受審することは必要ですが、計画自体も評価される必要があります。できれば数値的に達成度などを出し、当事者も加わり評価し、市長に直接、答申するシステムが望ましいと思います。

会 長：現在、計画の成果を評価する機関はありますか。

事 務 局：府中市では、事務事業評価という制度があります。その中で、各事業について数値の達成度を出し、検証しています。

会 長：その組織には当事者の方も参加していますか。

事 務 局：庁内の組織であり、外部から委員を集めているわけではありません。結果はホームページで公開しています。

会 長：特に障害者計画を評価する組織はないのですか。

事 務 局：障害者計画だけを評価する組織はありませんが、計画によって様々です。全庁的には企画課が中心になって、事務事業評価を行っています。計画については、計画の中で必要だという提案をいただければ、進行管理の組織を設けることも可能です。

会 長：計画を評価する組織の設置を提案すれば、考えていただけるようですが、何かご意見はありますか。

事 務 局：障害者自立支援法において、地域自立支援協議会に計画を評価する役割を持つことが認められていれば、それが良いと考えます。

会 長：障害福祉計画は障害者計画の一部ですので、障害者計画全体の評価をする機関が必要です。そこには当事者も参加する必要があります。他市では、計画の策定委員を務めた方が、5～6人で計画の進行管理を見守る機関を組織している例があります。計画の中で、自立支援協議会も含んだ計画の評価を行う機関を提案したいと思います。

委 員：賛成です。

委 員：障害者自立支援法では、就労支援が掲げられています。当事者が自ら経済力をつけていくようにすることは大きな支援になります。ですので、ハローワーク、教育関係、企業などの関係機関が集まり、経済的自立を促進するための委員会をつくってほしいと思います。

- 会 長：障害者計画全体を進行管理できる機関が望ましいと思います。63 ページには、「2 当事者、家族、支援者のネットワークの展開」とありますが、府中市にはないのですか。
- 委 員：以前、私どものNPOは市の職員の方から、市のボランティア団体のネットワークを充実し、コーディネート機能を高めたいという相談を受けました。
- 会 長：既にネットワークがあるのであれば、育ててほしいと思います。
- 委 員：財源的に厳しいので、強力な活動は出てきていないということでした。
- 会 長：ネットワークのために財政的な支援をすることは可能ですか。
- 事 務 局：現在、全市的なネットワークはありません。障害種別ごとに団体を構成しており、市内には10団体ほどあります。その団体がすべて集まって、会合をしたという記憶はありません。
- 会 長：全国的には、ようやく一本化し、ネットワークを構築しました。府中市で一同に集まらないのは何故なのですか。支援すれば何とかありませんか。
- 委 員：今回の障害福祉計画策定の際に意見を出すため、いくつかの障害者関係団体で「府中の障害福祉をひらく会」という会をつくり、活動しています。しかし、当事者、家族など、それぞれで活動しているので、集まる方が決まっています。中には、陳情なら参加するけど、会議なら参加しないと言う方もいます。「府中の障害福祉をひらく会」は作業所連絡会が中心になって、9回ほど会合を開いただけですので、まだ組織としては未熟です。会合では、今後、障害者福祉団体への市からの助成が削られるという話が出ました。そのことも考慮すると、NPOも含め、一緒に活動できれば良いと思います。
- 会 長：障害者関係団体がそれぞれに要求すると、市民の皆様をがっかりさせると思います。様々な理由はあると思いますが、障害者自立支援法により、三障害同一水準の障害福祉サービスの提供がうたわれたこともあるので、すべての団体が協調して市などに働きかけていただきたいと思います。
- 委 員：「陳情なら行く」というのは恥ずかしいと思います。
- 会 長：すべての団体の協調について、「2 当事者、家族、支援者のネットワークの展開」で提案します。
- 委 員：今回は、精神障害者が地域生活を送るために必要な具体的支援について、追加資料2を提出させていただきました。

(委員から、追加資料2について説明)

- 会 長：計画の中にどのように盛り込んだらよろしいと思いますか。
- 委 員：保健師、または専門知識をもつ経験者やNPOなどの協力により、障害者の服薬の指導も含めて医療と心理の両面から、定期的かつ継続的にアドバイスとサポートを行ってほしいと思います。また、精神科専門の病院による訪問看護も頼みたいと思います。相談では、当事者やその家族はもちろん、地域社会の人からの相談も受けたいと思います。小さいトラブルは近隣の方が相談することでも、解決

できます。

会 長：そのような趣旨を計画の中に書き込みたいと思います。先ほどのネットワークの件ですが、障害者関係団体の連携は強調して書きます。ネットワークの構築については、市が指導するのではなく、支援するという姿勢が良いと思います。

委 員：第5部「推進体制」が全体的になってしまい、第4部とのつながりが見えないので分かりにくいと思います。

会 長：第5部は全体の計画の推進体制と考えていました。障害者自立支援法は一部だという意識が強すぎました。

委 員：第5部では、「計画を推進するために、このような体制をとるべきである」という提案をしなければならないと思います。抽象的過ぎるので、協議会での意見をできるだけ具体的に書いていただきたいと思います。

会 長：障害者計画という大きな枠から障害福祉計画も含めて、進行管理をするという考え方です。

委 員：第4部では「サービスの見込み量確保のための方策」や「サービスの質の向上に向けた方策」が書かれているので、それを実現するための推進体制を第5部に書くべきです。

会 長：検討します。

委 員：障害福祉計画のメインの提案は、第4部「障害福祉計画の内容」です。第4部の内容が、きちんと推進されることが重要です。

会 長：市民には分かりにくい箇所があると思うので、修正します。第6部「障害者計画に向けた課題」について、何かご意見はありますか。

委 員：私が提出させていただきました追加資料4について説明させていただきます。府中市が障害者計画を見直す際に、参考にさせていただきたいと思います。

(委員から、追加資料4について説明)

会 長：障害者計画の委員会は設置するのですか。

事 務 局：現在の障害者計画を含む府中市福祉計画は、期間が平成15年度から19年度の5年間となっています。しかし、その上位計画である府中市総合計画が平成20年度からになるので、府中市福祉計画は1年間延長して整合性をとります。そのため、府中市福祉計画は平成19、20年度に2ヵ年かけて検討する予定です。

会 長：追加資料4では障害者計画の生活支援の部分が、障害福祉計画に当たると書いてあります。第6部は障害者計画に向けての意見になります。

(3) 次回日程について

会 長：それでは、時間もありますので、本日は閉会したいと思います。もし、何かご意見、ご質問があれば、12月4日(月)までに事務局にお伝えください。次回の日程について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：第8回は最終回となり、12月7日午後3時からを予定しています。

会 長：本日はありがとうございました。

以上